

# 大分県「九州ふっこう割」事業 国内向け募集型企画旅行商品 取扱マニュアル【第2期】

---

2016/08/15

## 1.本事業の実施にあたって

本事業における商品の販売、補助金の申請については、要綱、本書を確認の上、間違いのないよう、お願いいたします。あわせて、様式第1号に付随する誓約書に記載のある事項につきましても遵守をお願いいたします。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、その都度、事務局まで問い合わせください。

### ■目次

- 1. 本事業の実施にあたって ..... 2
- 2. 大分県「九州ふっこう割」事業について ..... 2
- 3. 補助の申請について ..... 5
- 4. アンケートについて ..... 10
- 5. 様式集 ..... 10
- 6. 事務局連絡先..... 10
- 7. 「ふっこうロゴ」の使用にあたって ..... 11

## 2.大分県「九州ふっこう割」事業について

「九州ふっこう割」とは、平成28年熊本地震により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、国が交付する九州観光支援交付金を活用して実施する補助金です。

本書では、そのうち国内向け募集型企画旅行商品の補助金について取り扱います。

交付通知を受けられた事業者様は、今後旅行商品を販売するにあたり、ルールに則った取組をお願いいたします。ルールを逸脱した販売を行った場合、対象外商品と見なされ、**販売後の月次実績報告時審査で、補助金のお支払いが出来ない場合があります**ので、ご注意ください。

## 対象事業者

旅行業法に基づき旅行業登録を受けた旅行会社

※国内向け旅行商品等補助金交付要綱の第2条第3項に該当する会社

## 補助対象の種類

### (1) 宿泊単品旅行商品

### (2) 交通付宿泊旅行商品

- ①単県に宿泊するもの。
- ②周遊型旅行商品（宿泊が2県以上で2泊以上のもの）の場合、添乗員が付かないもの（通称：フリープラン）。

### (3) 周遊型旅行商品（国内の団体旅行商品）

- ①宿泊が2県以上で2泊以上のもの。
- ②旅行会社が手配・企画等により造成する宿泊付周遊旅行商品で、かつ添乗員付きのもの。

### (4) 着地型旅行商品（日帰り旅行商品）（地場の店舗型旅行会社が主体）

- ①地域の観光資源を活かし、体験やまち歩きなど、観光目的地における旅行商品。
- ②企画募集型旅行商品に限る(受注型旅行は対象外)。
- ③日帰り型旅行商品に限る。宿泊を含む着地型旅行については、上記(1)～(3)による。
- ④旅行予約と一体化した割引。
- ⑤県を跨ぐ商品については、主たる目的地の属する県へ申請を行い、事前に助成認定を受けること。従たる目的地の属する県への申請は認めない。

## 採択優先テーマについて（要綱第2条第8項（3）関係）

事業採択にあたって具体的には以下のような、大分県の「温泉」はもとより、「食」「自然」等の魅力を最大限に露出する旅行商品を優先いたします。

- ①六郷満山1,300年祭を見据えて、宇佐国東半島を中心に宿泊または滞在時間を確保するもの
- ②大分県の食に着目し、県南において宿泊または滞在時間を確保するもの
- ③「阿蘇くじゅう国立公園」のナショナルパーク登録に着目し、同県内エリアでの宿泊または滞在時間を確保するもの
- ④同一箇所（施設）2泊ではなく、県内2泊以上の周遊観光を実現できる宿泊をするもの。

## 各旅行商品の販売対象期間

10月1日（土）から12月28日（水）宿泊までが対象となります。

## 補助金の明示方法

お客様へ契約締結時に提出する書面に補助金額（＝割引額）の明示が必要となります。

（例：パンフレットなど）

また、九州ふっこう割ロゴとキャッチコピー、おんせん県おおいた復興ロゴをあわせて明示をお願いします。

## 割引額（割引率）

	販売価格帯 (消費税込み商品単価)	割引上限額	販売促進費
宿泊単品旅行	6,000円～9,999円	3,000円	割引額実績の 10%を上限
	10,000円～19,999円	5,000円	
	20,000円以上	10,000円	
交通付き宿泊 旅行（大分単県）	10,000円～19,999円	5,000円	割引額実績の 10%を上限
	20,000円～29,999円	10,000円	
	30,000円以上	15,000円	
	50,000円以上かつ2泊以上	20,000円	
※この商品で複数県に宿泊する場合は総額を商品単価とし、1泊目のみ宿泊県の助成を受けることとする（2県以上の重複割引の適用・請求は認めない）。			
周遊型旅行 (大分県と熊本県 の両方に宿泊)	30,000円～39,999円	合計15,000円 (大分県7,500円) (熊本県7,500円)	割引額実績の 10%を上限
	40,000円～49,999円	合計20,000円 (大分県10,000円) (熊本県10,000円)	割引額実績の 10%を上限
	50,000円以上	合計25,000円 (大分県12,500円) (熊本県12,500円)	割引額実績の 10%を上限
周遊型旅行 (大分県と5県)	30,000円～39,999円	合計13,500円 (大分県7,500円) (5県6,000円)	割引額実績の 10%を上限

	販売価格帯 (消費税込み商品単価)	割引上限額	販売促進費
※に宿泊)	40,000 円～49,999 円	合計 18,000 円 (大分県 10,000 円) (5 県 8,000 円)	割引額実績の 10%を上限
周遊型旅行 (大分県と 5 県 ※に宿泊)	50,000 円以上	合計 22,500 円 (大分県 12,500 円) (5 県 10,000 円)	割引額実績の 10%を上限
<p>※5 県とは、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県を指す。</p> <p>※2 県にまたがり、2 泊以上の商品の各県の 1 泊目のみ補助対象とする。</p> <p>※同じ県に 2 泊以上連泊しても、3 泊以上の助成はない。</p> <p>※周遊で 3 県に周遊しても 3 県目は宿泊割引対象外。</p>			
着地型旅行	2,000 円～4,999 円	1,000 円	割引額実績の 上限 10%
	5,000 円～6,999 円	2,500 円	
	7,000 円～9,999 円	3,500 円	
	10,000 円以上	5,000 円	

※割引上限額を下回る割引額の設定も可とする。

その場合は、旅行会社から事務局へ事前申請を行い、ツーリズムおおいたが認めた場合に限る。

### 3. 補助の申請について

#### (1) 各種必要証票 (各様式はツーリズムおおいた HP からダウンロードください。)

申請時、毎月精算時、申請内容変更時に必要な証票を示します。

会計検査院の調査対象事業ですので、事業で使用した証票は、5 年間保存してください。

なお、書類の不備や追加書類の提出については、事務局より必要に応じて連絡致します。

#### ○申請

- 様式第 1 号 国内向け旅行商品等補助金交付申請書  
(裏面)誓約書 ※誓約書にも捺印が必要
- 様式第 2 号 実施計画書
- 別記 1 計画シート (宿泊単品用、交通付き・周遊型用、着地型用)
- パンフレットや行程表等、内容が分かる書類
- 第 1 期販売状況報告書 (第 1 期に大分県から補助金の交付を受けている場合は提出)
- その他会長が必要と認める書類 (事務局から要請時)

○毎月実績報告・精算

1. 様式第4号 国内向け旅行商品等補助金実績報告書（月分）
2. 様式第5号 実績書
3. 別記2 実績シート（宿泊単品用、交通付き・周遊型用、着地型用）
4. 宿泊及び旅行実績が証明できる書類  
（例：宿泊証明書、旅行特別補償に関する書類または各社作成で事務局が認める書類）
5. 販売促進費に係る経費の額が証明できる書類（例：領収書等）※各社最終報告月の提出でも可
6. 様式第6号 請求書
7. その他会長が必要と認める書類（事務局から要請時）

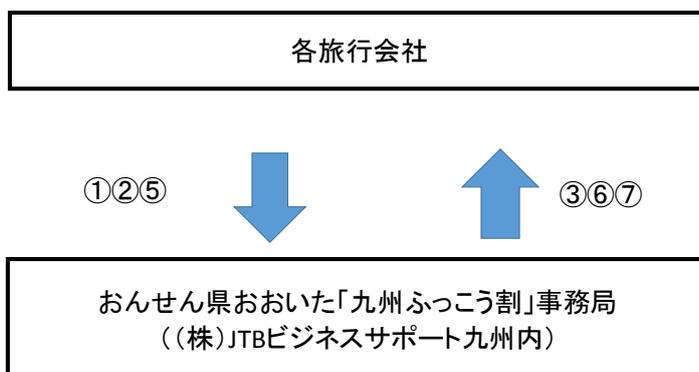
○申請内容変更

1. 様式第8号 国内向け旅行商品等補助金変更計画申請書
2. 様式第9号 変更計画書
3. 別記1 計画シート（宿泊単品用、交通付き・周遊型用、着地型用）  
※変更内容が分かるよう記載

## (2) 申請スケジュール

項 目	1次	2次
① 申請受付開始	8/15 (月) 午後	
② 申請締め切り (実施計画書提出)	8/22 (月) 17時必着	8/26 (金) 17時必着
③ 交付決定額の通知 (交付額通知)	8/26 (金) 予定	9/2 (金) 予定
④ 商品販売開始	9/9 (金) から	
⑤ 補助金の交付申請・請求 (実績報告・請求)	翌月10日まで ※最終は1月20日 (金) 期限	
⑥ 補助金の交付 (支払い)	適正な請求書受理から30日以内	
⑦ 交付額の確定通知 (確定額通知)	-	

※④商品販売については、販売前に媒体（パンフレット等）を事務局へ送付願います。（メールで可）  
事務局にてチェックの後、販売開始OKの旨、返信致します。



### (3) 事業報告・補助金請求

- 事業実施の翌月 10 日までに、報告書類を提出していただきます。  
(例：10 月実施分は、11 月 10 日までに事務局へ報告書を提出してください)
- 最終月（12 月）の実績報告は、1 月 20 日（金）までをお願いします。
- 補助金の支払いは、適正な請求書受領後 30 日以内に指定の口座に振り込みます。
- **書類は配達記録が残る形で送付して下さい（書留、宅配便等）**。普通郵便で送付され、万が一紛失が発生した場合は事務局ではその責任を負えませんのでご注意ください。
- 原本をお送りいただく書類は、必ずコピー等控えをお取りください。
- 送付にかかる費用は補助事業者様にてご負担ください。

### (4) 販売促進費について

申請時提出の実施計画書（様式第 2 号）における販売促進費合計は割引総額の 10%が上限です。併せて同様式に記している様、販売促進費に係る経費の額が証明できる書類（各請求書コピー等）が必要となります。（新聞掲載広告の請求書、パンフレット制作における請求書等）

第 2 期の各社最終実績報告月に販売促進費の実績一覧表（各社任意様式）を提出頂き、内容を確認させていただきます。

#### ○販売促進費のお支払

<各月ごとお支払の場合>

割引額計の 10%を上限とします。

<12 月最終月にまとめてのお支払の場合>

10 月・11 月は 0 円報告で 12 月にまとめて販促費をお支払いします。

3 ヶ月分の割引額計の 10%が上限となります。

販促費の経費の額が確認できる書類も必ず提出ください。

【例】九州全体の販促として掲載し全体の掲載料（請求書・納品書）が 100,000 円の場合  
大分県分が概ね書面の 3 分の 1 相当を占める⇒100,000 円の請求書のコピーに、大分県分 33,000 円と記載。

## (5) その他注意事項について

- 制度の趣旨を踏まえ、要綱・マニュアルで定めたルールに則った取組をお願いします。
- 補助金をお客様へ還元せず、事業者の利益とすることは厳禁です。
- 同一会社の窓口は1つとします。
- 誓約書には申請者の捺印をお願いします。
- 申請→承認後に旅行中止となった場合は、すみやかに事務局へ報告をお願いします。
- 交付額決定後、販売媒体（パンフレット等）を事務局へ送付をお願いします。（メール可）  
パンフレット作成にあたっては、下記にご留意ください。  
ロゴ表記、二重価格、補助金額（＝割引額）の明示、取消料に係る事項など  
※取消料は割引前の旅行代金を算出基準である旨を表示
- その他ご不明な点は、事務局宛てにお問い合わせください。
- 大分県「九州ふっこう割」についての申請時に係る情報は、ツーリズムおおいたの HP に掲載します。

## (6) 送付先

- ・おんせん県おおいた「九州ふっこう割」事務局（(株)JTBビジネスサポート九州内）宛  
〒810-0072 福岡市中央区長浜1-1-35 新KBCビル6階  
（株式会社JTBビジネスサポート九州内）  
TEL／0570-065-333（月曜日～金曜日9：30～17：00）  
FAX／092-722-4720  
Mail／oita\_fukkou\_ryokou@kys.jtb.jp

## 4.アンケートについて

各旅行会社様からお客様へのアンケートをお願いする際にはご協力ください。

## 5.様式集

- ・様式第1号 国内向け旅行商品等補助金交付申請書  
(裏面)誓約書
- ・様式第2号 実施計画書
- ・別記1 計画シート(宿泊単品用、交通付き・周遊型用、着地型用)
- ・様式第3号 国内向け旅行商品等補助金交付決定通知書
- ・様式第4号 国内向け旅行商品等補助金実績報告書(月分)
- ・別記2 実績シート(宿泊単品用、交通付き・周遊型用、着地型用)
- ・様式第5号 実績書
- ・様式第6号 国内向け旅行商品等補助金請求書
- ・様式第7号 国内向け旅行商品等補助金額の確定通知書
- ・様式第8号 国内向け旅行商品等補助金変更計画申請書
- ・様式第9号 変更計画書

## 6.事務局連絡先

- ・おんせん県おおいた「九州ふっこう割」事務局((株)JTBビジネスサポート九州内) 宛  
〒810-0072 福岡市中央区長浜1-1-35 新KBCビル6階  
(株式会社JTBビジネスサポート九州内)  
TEL/0570-065-333(月曜日～金曜日9:30～17:00)  
FAX/092-722-4720  
Mail/oita\_fukkou\_ryokou@kys.jtb.jp

## 7. 「ふっこうロゴ」の使用にあたって

対象旅行商品において、以下の通りロゴマーク及びキャッチコピーを必ず使用すること。

(例：割引額の具体的な明示／補助金額表示)



※①、②はどちらも必ず掲載し、

③、④のおんせん県おおいた復興ロゴは、いずれかのタイプを掲載すること。

④が望ましい。

※(①、②のロゴデータに関しては、「九州ふっこう割お知らせサイト」よりダウンロードをお願いします。)

⇒<http://kyushu-fukkou.jp/>

※(③、④のタイプは、「使用要領」にあるピンク・オレンジ・水色の3色のうちであれば色は問わない。)

おんせん県おおいた復興ロゴ等使用要領：「大分県復興サイト」に掲載

⇒<http://www.visit-oita.jp/onsenken-cp/download/>